

# ゆうあいセンター 専門家メール相談 よくある質問と回答（相談記録） 2016～2019 年度

## 【法律相談】

Q 1. 特定非営利活動促進法の第二十条の二項「破産者で復権を得ないもの」とは具体的にどのような状態を指すのでしょうか？ 4年前に自己破産していますが今は普通に生活しています。特定非営利活動法人の役員になる資格がないのでしょうか？

A 1. 自己破産の申立てを裁判所にすると、まず支払い不能の状況かどうか判断され、支払い不能と認められたら破産決定がでます。そうすると「破産者」ということになって様々な制約を受けることになります。法人の役人などになれないのもその制約のひとつです。

破産決定ののち、免責（借金を今後払わなくてよくなる）をするかどうかの審査がされます。

審査の上、ギャンブルで借金を作ったとか、人を騙して金を借りたなどの問題がなければ、破産決定から2か月くらいで免責決定が出ます。その後、1か月くらいで免責決定が確定します。そうすると破産決定によって生じるさまざまな制約がなくなります。これを「復権」といいます。（なお、法律上の制約がなくなるということであって、破産した人の経済的な信用が回復するわけではないので、新たに銀行融資を受けようと申し込んでも、審査が通らないというようなことは解消されません。）

つまり、免責決定が確定すれば復権して法人の役員などになれないという制約もなくなります。

4年前に自己破産をしたときに、おそらく破産決定の後に免責決定もできていると思います。そうであれば復権していて特定非営利活動法人の役員になる資格があることになります。（2019年度）

Q 2. 身元保証人に関する NPO 法人の立ち上げを検討していますが、どのような仕組みを作ればよいかわかりません。

A 2. 身元保証人とは、契約により、入院・施設入所・就職などの際に、本人が死亡したときに遺体の引取りに責任を持ったり、医療費や施設利用料や施設の設備を損傷させるなどした場合の損害賠償金などを本人が支払えない場合に本人に代わって支払ったり、本人が故意や過失により会社等に損害を与えたときに、本人が損害賠償金を払えないときに、本人に代わって支払ったりする義務を負う人ですが、身元引受人が必要であるのに、なってくれる人がいない人のために、NPO 法人が身元引受人になってあげるといった仕組みを作ることが考えられます。この場合、NPO 法人がどれだけの範囲で身元引受人として責任を負うかを、明確に決めておく必要があります。なお、それだけの責任を負うために、必要な資金（保証料）を賄うために、リスクの計算（責任が発生する確率の算定）をして、利用料を徴収することになると、そのような事業は保険業であると思われるので、NPO 法人には営むことはできません。保険業法に違反すると刑事罰などを科される恐れがあるので、金融庁や財務局とよく相談することが必要です。（2018年度）

Q 3. 総会で議事録署名人を1名しか選出していない事に総会終了後に気づきました。もう一人議事録署名人を後から追加するにはどうすればいいですか？

A 3. 議事録署名人を2名選出すべきところを、うっかり1名しか選出しなくても、それだけで総会での決議が無効になることはないと思われます。従って、後から1名追加する必要性は乏しいと思いますが、後から追加するには、そのとき総会に出席していた社員に書面を送って、経緯の説明と議事録署名人となる人の候補者

を示して、その候補者が議事録署名人になることについて、総会出席社員の過半数の了承を書面で得て議事録署名人を選出すればよいと思われます。(2018年度)

Q 4. 役員が任期満了で再任された場合、登記は必要ですか？全く同じメンバーで再任された場合はどうですか？理事変更の場合、喪失届は必要ですか？

A 4. 役員が任期満了で再任された場合でも登記は必要です。全く同じメンバーで再任されても同じです。全員、再任されたことを登記する必要があります。理事変更というのは、定款で他の理事の代表権を制限して、代表権を有する理事を定めている場合に、代表権を有する理事を他の理事に変更することを言われているのだと思いますが、その場合は代表権を喪失したことの登記が必要です。また新しく代表権を有する理事になった就任の登記も必要です。以上のような登記を怠ると過料(罰金のようなもの)を科される恐れがあります。なお、在任中の理事の間で、代表権を有する理事を交代する場合は、所轄庁への役員の変更等届出書の提出は不要ですが、連絡はしておくのが望ましいです。(2018年度)

Q 5. 一般社団法人の理事・理事長が NPO 法人の理事を兼任できますか？通常総会后、事業報告等を所轄庁に提出したあとの理事会にて理事長を互選しているが良いですか？

A 5. 一般社団法人の理事・理事長が NPO 法人の理事を兼任することは可能です。ただ、その一般社団法人とその NPO 法人が何らかの取引をする際に、同じ人物が両方の法人を代表して取引をすると利益相反の関係になるので、双方の会社の理事会で承認を経なければ、民法 108 条の双方代理となり無効な取引となります。新しい理事長が選任されるまでは、前の理事長が NPO 法人を代表しますので、通常総会后、事業報告等を所轄庁の提出したあとの理事会にて理事長を互選した場合は、事業報告等を所轄庁に提出するときは、前の理事長が理事長として提出した、ということになります。(2018年度)

Q 6. 数年にわたり重任登記をしていません。今年からしようと思いましたが、どうすればよいですか？

A 6. 登記には真実を反映させないといけませんので、役員が重任があったのに重任登記をしていない回数は何回かあれば、その回数分、重任登記をしないといけないこととなります。一度の登記申請で可能だと思います。しかし、重任登記を怠っていたことが分かってしまうので、過料を科される恐れがあります。(2018年度)

Q 7. 監事については実業務をしない人をと考え理事長の親族を考えています。理事長の血縁の者が監事に就任するのはどうなのでしょう？

やはり、全く関係ない者の方が良いのでしょうか？

A 7. 監事は、理事や職員を兼ねてはいけません(特定非営利活動促進法 19 条)ので、実業務をしない人でないといけません。しかし、理事長の血縁の者が監事に就任してはならないということはありません。ただ、3 親等以内の役員が役員総数の 3 分の 1 を超えてはいけません(同法 21 条。)監事に適任かどうかは、理事長の意向に左右されず独立して公正な監査ができる人物かどうかで決まります。(2017年度)

Q 8. 会費の役割は何ですか。会員の種類はどのようなものがありますか？

A 8. 会員とは NPO 法人との何らかの契約によって、NPO 法人に対して権利と義務を有している人です。会員と社員は異なる概念ですので、会員イコール社員ではありません。契約の内容によってさまざまな種類の会員を作ることができます。会費は、その契約に基づき、会員が NPO 法人に支払うものです。NPO 法人の提供するサービスの対価である場合もあれば、そうではない単なる寄付の場合もあると思います。(2017年度)

Q 9. 社員の役割は何ですか？

A 9. 社員は、NPO 法人の業務を決定する社員総会で表決権を行使できる者です。社員総会では、NPO 法人の定款の変更や解散も決議できます。このように社員総会は、NPO 法人の最高の意思決定機関であり、社員は社員総会で表決権を行使することで、その意思決定に係わることができます。(2017 年度)

Q10. 負債などが発生した場合の責任は誰が追いますか？

A10. NPO 法人の負債は法人自身が責任を負うものであり、役員や社員に責任はありません。ただ、役員や社員が NPO 法人の負債について保証人となった場合は保証人として責任を負います。また、不法行為をした場合の損害賠償責任の場合は、NPO 法人と実際に不法行為を行った役員や社員が同時に責任を負う場合があります。(2017 年度)

Q11. 高齢者の自宅にお迎えに行くような事業を行う時、一般の車を使用しても良いですか？

A11. 無償での送迎の場合は自家用自動車を使用できます。有償で送迎する場合には、原則として陸運局に事業用自動車として登録した自動車を使用する必要があります。しかし、NPO 法人の場合には、有償であっても、陸運局に登録をすることで自家用自動車を使用することができる場合があります。詳しくは、陸運局に相談されるのがよいです。(2017 年度)

Q12. 法人が負債を負った場合、理事個人に賠償責任が生じるか。

A12. 法人と理事個人は、別の法人格です。法人が負債を負っても、それは法人の負債であって、理事個人の負債ではありません。理事個人が、その負債を支払う義務ありません。ただ、相談内容は、法人が負債を負った場合に、理事個人に賠償責任が生じるかという内容です。法人が多額の負債を負って支払不能となり、債権者に損害を与えた場合、それが理事の放漫運営が原因であれば、理事個人の不法行為(放漫運営)により他人(債権者)に損害を与えたとして、損害賠償責任が生じます。なお、法人の負債について、理事個人が保証人になれば、法人が負債を返済できない場合に、理事個人が保証債務の履行として法人の負債を弁済しなければならないこととなります。(2016 年度)

#### 【会計相談】

Q13. 収益事業を廃業しました。県税、市民税均等割りは支払わないとだめなのでしょうか？

減免などの制度はあるのでしょうか？

A13. NPO 法人は、収益事業を行っていても均等割りが課税されるのが原則です。ただし多くの市町村で均等割りを減免する措置があります。

岡山県は収益事業を行ってなければ、手続き不要で減免されます。岡山市は毎年 4 月末日までに申請書を提出することで均等割りが減免されます(毎年の届出であり、期限内の届を失念すると免除されないのご注意ください)。

なお、税務署に「収益事業廃止届」、市町村には「異動届」を提出してください。(2019 年度)

Q14. 総会で会場近隣有料駐車場を利用された方に、駐車料金を法人から支払いたいと思います。

支出の勘定科目は会議費が適当でしょうか？旅費交通費が適当でしょうか？

総会出席時の出庫前に見込みの金額を支払いたいのですが、領収書がなくても大丈夫でしょうか？

その際、領収書の代わりに会計帳簿に保存する書類として何か書類を作成する必要がありますでしょうか。

A14. 旅費交通費の方が妥当かと思います。

本来、実費支出が原則ですが、金額の算定が煩雑となる場合、社会通念上妥当な範囲で見込み額をもって支給することも許容されます。この場合、支出基準(旅費規定)を設けて理事会承認を得ておくのがよいです。旅費規程に従い支出するのであれば領収書の取得はできませんが、代わりに支給者の名前を列挙した用紙を

準備しておき、支給時に署名または押印をもらっておけば領収の証明となります。(2019年度)

Q15. 決算書の「財務諸表の注記」において、用途等が制約された寄付等の内訳には、助成金もその範疇として記載が必要なのでしょうか？

A15. 対象事業及び実施期間が定められている助成金や補助金は注記の対象となります。NPO 法人会計基準では、「対象事業及び実施期間が定められている助成金、補助金等で、当期に受取助成金又は受取補助金として活動計算書に計上したものは、用途等が制約された寄付金等に該当するので、その助成金や補助金等ごとに受入金額、減少額及び事業年度末の残高を注記する。」とされています。(2019年度)

Q16. 2年後開催予定の後援会の会場費を今年度支払いました。この場合の活動計算書、貸借対照表、財産目録の記載方法を教えてください。

A16. 活動計算書は当該期間に業務が完了した収益と費用だけが表示されます(費用収益対応の原則)。よって、まだ開催されていない講演にかかる支出は仮勘定的として貸借対照表の前払金に計上します。貸借対照表の説明である財産目録にも記載します。講演が終了した2年後に前払金を賃借料(活動計算書)に振り替える仕訳を計上します。(2019年度)

Q17. 固定資産合計額を活動計算書上ではどこに位置づけるのかが分かりません。

A17. 固定資産は貸借対照表(資産)に計上されます。固定資産は、使用期間(耐用年数)にわたり利用するとして、使用期間(耐用年数)に配分します。配分された当期対応分を「減価償却費」として活動計算書に計上します。前払費用を少しずつ当期の経費にしていく方法と同じ考え方です。なお NPO 会計基準では耐用年数は法人の判断で決定したらよいとしています。実務的には国税局の耐用年数表に従うのがよいかと思えます。(2019年度)

Q18. 講師謝礼はどんな科目で会計処理すべきですか？

講師派遣費等の科目で、課税されない科目にできると聞いたのですが。

A18. 講師謝礼の支出は「諸謝金」勘定を使います。

NPO 法人会計基準では、事業費のその他経費に「諸謝金」勘定をあげています。事業に関連する講師料であればこの科目で、社内の研修会など事務管理に関する講師料であれば事務費の中で「諸謝金」勘定を使用してください。

なお、会計科目に関係なく、「報酬」を支出すれば、源泉所得税の徴収と納付が義務となります。(2019年度)

Q19. 当法人は障がい者福祉施設を運営しており職員が施設と利用者自宅の車の送迎を行っています。

先日その職員が勤務中に交通事故を起こしました。

被害者への補償は法人加入の保険で済ませましたがその職員に行政処分として罰金が科せられました。

その職員の罰金を法人が肩代わり又は一部負担したいと考えています。

その場合の会計処理をご教示ください。

A19. 会計処理は「その他経費」の「租税公課」に計上してください。

なお、収益事業にかかる支出であれば、申告書のなかでは損金不算入になる点にご注意ください。(2019年度)

Q20. 中山間地域で地域おこし協力隊として間伐材を利用して、木工教室を運営したり木工製品を販売しています。

この事業を法人化して続けたいです。木工製品販売などの収益事業はその他事業になりますか？不定期に行

うバザーとかも収益事業になりますか？

A20. 自己で採取した林産物等に、加工を加えて不特定の者に販売する行為は法人税法上の物品販売業に含まれるので、収益事業となります。バザーに関しては、年に1・2回開催される程度のもは物品販売業に該当しないとの基準が示されています（法人税基本通達15-1-10）。それ以上の開催があれば物品販売業として収益事業となります。（2018年度）

Q21. 現在は任意団体として活動していますが、NPO法人化を考えています。クラウドファンディングを実施し活動資金は集まりましたが、それらは任意団体だと代表個人の収入として扱われますか？税務署に相談した方が良いですか？

A21. 代表者や管理人が定められ、団体としての組織を備える任意団体は、「人格のない社団等」として法人と同様の取り扱いとなります。よって、その収入は個人の収入とせず、株式会社同様、購入型であれば売上、寄付型であれば受贈益として任意団体としての収入として取り扱います。（2018年度）

Q22. 間伐材を利用して木工製品を製作し、それを販売・寄付する事によって森林環境を守る事業を行いたいのです。その場合、製作・販売・寄付と事業を分けた方がいいですか？役員になる会員からは会費を取らず他の会員からは会費を取りたいのですがどうしたらよいですか？

A22. 木工製品を製作して販売・寄付するという行為が一連の事業であるので、分ける必要はありません。ただし、定款で別事業として定めてあるならば、事業毎に分けて管理した方が、損益状況が把握しやすいでしょう。会費については、会則にその旨を定めておきましょう。（2018年度）

Q23. 法改正に伴い、貸借対照表を内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載しようと思います。掲載すべきは貸借対照表のみですか？

A23. 公告義務があるのは貸借対照表のみです。内閣府NPO法人ポータルサイトでは、会社概要、活動計算書等、法人の情報を掲載することができます。（2018年度）

Q24. 資産の総額変更の登記は毎年行いますか？

A24. 平成30年10月1日以降は登記不要です。代わりに貸借対照表の公告が義務化されました。（2018年度）

Q25. これまで講師を無料で招聘していました。講師は完全に無償の活動で交通費等も負担してもらっていました。しかし、講師の負担が大きいため参加者からお金を集めて、謝礼として講師へ渡そうと考えています。この活動は営利になりますか？

A25. セミナー（講演）が技芸教授業（34事業）に該当する技芸の教授でなければ収益事業には該当しません。（2018年度）

Q26. NPO法人の継続的な運営に向けて、誰でも会計担当が出来るよう、会計ソフトを導入したいです。お勧めのソフトがあれば教えてください。

A26. NPO法人に対応したソリマチの会計王が使いやすいと思われます。（2018年度）

Q27. 総会招集における通信運搬費は事業費で計上しますか、管理費で計上しますか？

A27. 総会は法人を運営するための業務であり、事業に要する費用ではないので、管理費で計上します。（2018年度）

Q28. 公告が義務付けられたのは「貸借対照表」のみですか？「財産目録」もですか？

A28. 公告義務は貸借対照表のみで、財産目録は含みません。また、官報又は日刊新聞紙に掲載する場合は貸借対照表要旨の公告で足りる。(2017年度)

Q29. 減価償却後の車輛は例えば中古などで売ることが出来ますか？

A29. 使用中にかかわらず法人が所有する資産は法人の判断で売却してかまいません。内部管理として、資産売却にかかる規定を設けるのが望ましいでしょう。(2017年度)

Q30. 減価償却していずれ資産として記載するところが無くなるなら、最初から書かなくても良いですか？

A30. 時の経過により減価していることを会計上示すことが大事ですので記載は必要です。(2017年度)

Q31. NPO 法人で今までゆうちょをメインで使っていましたが、この度中銀を開設して今後はそちらをメインに使っていきたいです。ゆうちょから中銀に残高を移行するにあたり NPO 法的に何か注意点はありますか？

A31. 特にありません。残高移行の取引が、会計上反映されます。(2017年度)

Q32. 任意団体の税務手続きについて教えてください。「人格なき社団」と位置付けられると聞きましたが、講演会の謝金等は、団体ではなく個人での取扱いになりますか。また、源泉徴収や年末調整等の方法について教えてください。

A32. 「人格なき社団」は法人とみなすので、任意団体として受け取った、もしくは支払った謝金は任意団体で取り扱います。法人とみなすので、給与の支払いがあれば税務署に届出のうえ、法人と同じく源泉徴収及び納付や年末調整など一連の手続を行う必要があります。(2017年度)

Q33. 任意団体の収入規模が会費や謝金等で 100 万円程度なのですが、NPO 法人の会計基準と同様に経理を行った方が良いでしょうか。

A33. NPO 法人会計基準は NPO 法人に適用される会計ですので、任意団体がこれを適用する必要はありませんが、収入規模に関わらず、定款や規定に従い適切に会計処理を行い開示することが求められます。(2017年度)

Q34. 日常の事業で使用するための車（150 万円相当）の寄付を受けた。仕訳勘定科目を知りたい。

A34. 固定資産の現物寄付を受けた場合は、「公正な評価額」をもって資産計上(車両運搬具)した後、減価償却を行います。相手勘定は、資産受贈益勘定もしくは車両運搬具受贈益勘定を使用します。(2016年度)

(借方) 車両運搬具 1, 500, 000 / (貸方) 資産受贈益 1, 500, 000

Q35. 設立登記時に提出する『財産目録』について、今は準備しかしておらず、財産は無い。どう書けばよいか。

A35. NPO 法人は資産ゼロでも設立可能な法人です。設立時に保有財産がなければ、資産ゼロの財産目録を提出します。(2016年度)

Q36. 定期預金は固定資産に計上できるか。

A36. NPO 会計基準において、「特定の目的のために資産をもつ場合、保有目的を示す具体的な科目名をつければ特定資産として計上できる」と規定しています。定期預金であることをもってただちに固定資産に計上するのでなく、特定の目的のため資金を別に確保しておくという意味で定期預金とした場合、固定資産に具体的な名称を付して計上します。(2016年度)

Q37. 『ボランティア受入評価益』と『ボランティア評価費用』の付け方が分からない。

A37. 「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」は本来かかったであろう人件費を示すために表示するもので、法人の任意により注記する場合と、注記に加え活動計算書に計上する場合があります。注記は、世間相場などをもって金額を合理的に算定できる場合記載し、活動計算書に計上する場合は料金表など具体的に金額を把握できる場合に計上します。(2016年度)

Q38. 事務所でイベントを行った。余った余剰金はどうしたらよいか。

A38. 余った余剰金は法人判断で、法人の活動に使用していきます。会計上、イベント事業にかかる損益は活動計算書に反映され、結果余剰金は現預金という資産で著わされます。この現預金に使用制限はないので、法人の判断で法人活動に使用することができます。また、当イベントが税法上の収益事業である場合は、税務申告（及び納税）が必要です。(2016年度)

Q39. 企業から寄付の受け入れをすることになった。どのようにしたらよいか。

A39. 事務処理としては寄付金台帳を整備したうえで領収書を発行します。会計処理は、受取寄付金勘定で受け入れ、使途が制約されている場合は、その使途ごとに受入金額、減少額及び事業年度末の残高を注記します。(2016年度)

Q40. NPO 法人が株式会社から電話を借りている。この場合の通話料は寄付に該当するか。

A40. 原則的には、株式会社から寄付を受け電話料を支払ったとして寄付金に該当すると判断します。しかし、会計上の計上については計上の有無、もしくは施設等受入評価益・施設等評価費用で計上するかなど「重要性の原則」をもって判断することになります。(2016年度)

#### 【労務相談】

Q41. パートスタッフの有給休暇の日数および有給休暇の給与について

9時45分～15時45分を基本として、各自の都合に合わせて、午前中のみ、午後のみなど、組み合わせて週1～3日の勤務になります。数か月お休みの場合もあります。給料は時給計算です。

この場合の有給休暇の日数の計算方法と有給休暇を使った時の給料の計算方法について教えてください。

A41. 年次有給休暇の付与について

①採用後6か月以上継続勤務し、全労働日の8割以上出勤したこと。

②その6か月後は、1年間継続勤務し、その全労働日の8割以上出勤したこと。

※全労働日とは労働契約書又は雇用契約書に記載されている労働日数が基準になります。

以上を満たす労働者については、勤務年数と労働日数（労働契約書又は雇用契約書の年間の総日数を基準。週1日1時間でも、6時間でも同じように1日と考えます。）に応じて有給休暇が付与されます。

年次有給休暇の賃金について

①年次有給休暇を取得した日は、通常勤務したものと同じように考え、通常通りの賃金を支払っているのが一般的です。

計算方式には3通りあります。

A：平均賃金（平均賃金＝3か月間支払われた賃金総額÷3か月間の総日数）

B：所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金

C：標準報酬月額額の30分の1相当額（労使協定が必要）(2019年度)

Q42. 理事長と言えども職員として働き、労働の対価として給料を受ける場合はNPO法での「報酬を受ける役員は役員総数の1/3以内」の役員報酬にはあたらないと理解しています。

7月より理事長である私が事務局職員として毎月定額の5万円を給与として受け取ろうと思います。理事長は法人の代表なので雇用契約は対象外だと思いますが、この場合どのような手続きが必要となるでしょうか？

A42. 本件の場合、社会保険の被保険者になると思われるので管轄の年金事務所で手続きが必要になります。また、NPO法人が、管轄税務署に給与支払事務所等の開設届を提出していない場合は手続きが必要です。職員が少ない場合は、源泉所得税の納期の特例申請も出来ます。(2019年度)

Q43. NPO 法人がトレーナーに「業務委託」をすることは可能ですか？例えば、スタジオやトレーニングで使用する機材などは団体で準備して、その場所で業務委託しているトレーナーさんたちに活動をしてもらい、そこで得た参加費などを団体と委託しているトレーナーさんとで折半することを考えています。

A43. 委託者と受託者が対等の立場で業務の内容を協議し委託契約書で定めることが必要と思います。(2018年度)

Q44. 理事の交通費は源泉徴収しますか？

A44. 交通費に対する源泉徴収はしないものと思います。(2018年度)

Q45. 役員ごとに報酬額が違っていいのか、範例などがありますか？

A45. 役員の報酬は、定款で総会若しくは理事会の議決を経て定めると規定していると思います。報酬額に違いがあっても良いのではないのでしょうか。(2017年度)

Q46. 雇用保険について教えてください。現在 NPO 法人に雇用されている状態です。代表ではありませんが、事務員的なことをしています。週 20 時間以上の契約になっていますが、雇用保険に入っていません。

A46. 雇用保険の被保険者は、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であることと、同一事業主に 31 日以上雇用されることが見込まれることが必要です。これに該当すれば雇用保険に加入することが必要です。(2017年度)

Q47. 任意団体で事務局スタッフが給与を得る場合、労務関係はどのような手続きをすればよいですか。個人事業主と同等に捉えるのですか。

A47. 任意団体は一定の要件を満たせば、人格なき社団と解されます。労務関係は通常の手続きになります。(2017年度)

Q48. 講師として登壇する講演会（報酬あり）や主催イベントに向かう道中で事故が発生しケガなどしたあるいはさせた場合に、ボランティア保険は適用されますか。

A48. ボランティア行事用保険に入っているイベントについて、講師・参加者の加入手続きが取られていれば対象となります。また、ボランティア活動保険に講師が加入している場合は、行事用保険、活動保険いずれも適用されます。(2017年度)

Q49. NPO 法人の職員が産休・育休する場合の手続きについて教えてください。

A49. 法人への手続きは就業規則によって行います。年金事務所では、社会保険の被保険者は産前・産後休暇期間及び育児・介護休業等期間中は事業主が届けることによって、被保険者分・事業主分とも保険料が徴収されません。

ハローワークでは、資格のある方は育児休業給付金の手続きをします。(2017年度)

Q50. NPO 法人を設立し、直ちに、学生アルバイト 1 名、週 24 時間働くパート 1 名、週 40 時間働くフルタイム職員 2 名を雇い入れることになった場合に、行わなければならないことを教えてください。



A50. 労働保険関係では、所轄労働基準監督署に労働保険関係成立届をします。その後、ハローワークに雇用保険適用事業所設置届を提出します。

尚、学生アルバイトが昼間学生の場合は原則雇用保険の被保険者にはなれません。

社会保険関係では、所轄年金事務所で社会保険新規適用の手続きをします。(2017年度)

#### 【経営相談】

Q51. NPO 法人の新規立ち上げを予定しています。定款については、既存団体の内部規程で対応出来ますか？

A51. NPO 法人の定款は、既存団体の内部規定では対応しきれないと思います。別途作成することが必要と思います。(2017年度)

Q52. 任意団体から NPO 法人に切り替えるタイミング、変え時のようなものを、会計的観点から教えてください。

A52. NPO 法人格を持てば社会的信用が高まります。同時に、NPO 法人会計基準に従い適切な情報開示も求められます。情報開示という責任を果たしつつ、団体活動の発展を促進したいと思うなら、そのときが変え時かと思えます。(2017年度)

Q53. NPO 法人のメリットを教えてください。

A53. メリットは以下のような点が考えられます。資金面では、①営利法人と比較して設立資金が抑えられるメリットがあります。②収益事業を行わない NPO 法人は、法人住民税の均等割りが免除になる点などのメリットがあります。営業面では、①ノウハウに期待する公共機関が事業発注の際に、NPO 法人を指定するなど事業に参加するチャンスが広がるメリットがあります。②社会的な信頼度の面から考えて、個人で活動するよりも、団体として活動をしているほうが事業を行いやすいメリットがあります。(2017年度)

Q54. NPO 法人にすると、事務手続き等が煩雑になるイメージですが実際はどうですか？

A54. 事務手続き等は増えます。具体的には、自治体に事業報告や収支報告を書面にして提出する必要が出てきます。また、営利活動には一般的な法人と同様、申告の手続きも必要です。これを「煩雑」ととるかは考え次第ですが、法人として、社会に存在しているのであれば、当然の仕事であると考えべきです。(2017年度)

Q55. カフェのようなものを NPO 法人として作ることは可能ですか？

A55. カフェを作ることは可能です(カフェのようなもの？が何を指すのかはわかりませんが)。但し、NPO 法人は活動することが許されている業種が法律で 17 種類に限定されています。その活動の中で、活動理念に合わせたカフェを収益事業として展開することは問題ありません。(2017年度)

Q56. 任意団体でスポーツを通じて青少年の育成に取り組む活動を 10 年近く行ってきましたが、完全ボランティアでの活動だった為、持続が出来なくなりました。法人化して資金協力や事業収入を得ながら活動を継続したいです。どのようにしていったら良いですか？

A56. 青少年の育成を維持、継続は提供側の理念です。まずは利用者が何を求めているか？を考えましょう。そのうえで、資金計画を検討しましょう。事業の立ち上げには様々な備品や活動資金が必要になります。資金の不足分を明確にしましょう。次に、利益計画を検討しましょう。経費を賄うには、どれくらいの収入が必要なのか？そのためには、どのくらいの月謝を頂けばよいのか？を明確にしましょう。(2017年度)

Q57. 耕作放棄地の解消を目的とし、貸農園等を事業化することは可能ですか？

A57. 可能です。近年では全国で貸農園等を事業化する事例が増えているようです。ただ、そうした事例も、都心

近郊の貸農園に限られる場合が多く、郊外や中山間地域においては利用者が集まりにくい状況です。事業化においては、どのような顧客に、どのような価値を提供するのかを徹底的に考え、独自性を考えるマーケティングの視点が欠かせません。(2017年度)

Q58. NPO 法人の解散にあたり、団体で有している機材の有効活用について教えてください。

A58. 団体で所有している機材(残余財産)は、定款に定めている帰属先へ譲渡することになります。帰属先についての定めが定款にない場合は、国または地方公共団体に残余財産を譲渡することができます。法人の財産が有効に活用される譲渡先を事前に検討し、定款に定めておくことが大切です。(2017年度)

Q59. 理事が運営に全く参画せず、連絡も取れない。

A59. 何とか連絡を取り、①感謝→②方向性の明示→③期待→④質問をしてみましょう。

現状、本人への期待と本人がすべきと考えていることにギャップがあると思われます。

これまでの参加に「感謝」しつつ、今後の団体の「方向性」を伝えましょう。そのうえで、本人への「期待」(方向性実現に向けて、どのような役割を期待しているか)を共有し、協力していただけるか「質問」してみましょう。この質問で相手がハイと言えれば殆どの場合良い方向に進みます。(2016年度)

Q60. 理事の協力者が代弁者となり経営に口を出してきて困っている。

A60. 有意義なアドバイスもあるかと思われます。その際は正式に理事になっていただくことを前提に、それまで少し待っていただくことをお伝えしましょう。悪意がある場合は、アドバイスには感謝しつつ、理事の役割を説明し、あとは理事の間で決定させていただく旨をお伝えしましょう。(2016年度)

#### 【その他相談】

Q61. 定款にかかる第5条(事業)について、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へ名称変更したことにより定款変更を予定しています。この変更について、認証が必要なのか、届出で良いのか教えてください。

A61. 定款第5条(事業)の変更は、認証事項になりますので、認証申請が必要です。必要書類については、特定非営利活動法人の手引き(設立・管理運営編)又は <http://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/225261.pdf#page=109>にてご確認ください。(2018年度)

Q62. NPO 法人の役員変更について、就任承諾及び誓約書は原本を出しますか? 謄本を出しますか? また、どこへ提出しますか?

A62. 役員変更は所轄庁へ届け出てください。必要書類については、特定非営利活動法人の手引き(設立・管理運営編)又は <http://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/225261.pdf#page=101>にてご確認ください。「就任承諾及び誓約書」は各役員から法人に対して提出された書類ですので、原本は法人で保管してください。所轄庁への届出の際には、謄本(原本をコピーしたもの)に代表者の原本証明があるものをご提出ください。また、代表権を有する理事に変更があったときには、2週間以内に法務局において登記を行う必要があります。法務局での手続きについては下記 URL からご確認ください。

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f\\_heading3](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f_heading3) (2018年度)

Q63. これまで任意団体で芸術系の活動をしてきました。行政や企業とのコラボ話などもあったが、任意団体であることで実現しなかったこともあり、NPO 法人化しようとの流れになりました。人数は10名程度おり、具体的な事業の構想も練られています。NPO 法人がどのようなもので、これまでの任意団体と比べて何が違

ってくるのか？

A63. NPO 法人は、市民の自発的な参加や支援の下、多様化する社会のニーズや課題に対し、きめ細かく機動的に対応していく主体として、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野においてその活躍が期待されています。

また、法人格の取得により、団体名義での契約締結や、土地の登記など、団体がいわゆる「権利能力の主体」となり、団体自身の名義において権利義務の関係を処理することができます。(2018年度)

Q64. 任期満了前に辞任した役員について役員変更届は要りますか？よく議事録とか書類を提出しても所轄庁から必要とないと言われるので。

A64. 「役員の変更等届出書」の提出が必要となるのは、就任（新任）、再任、任期満了・死亡・辞任・解任による退任、住所（居所）の異動、改姓又は改名などの変更があった場合ですので、「辞任」の際も届出が必要です。必要書類については、特定非営利活動法人の手引き（設立・管理運営編）又は <http://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/225261.pdf#page=101> にあるとおりですので、議事録については必要書類ではありません。(2018年度)

Q65. 社員総会にて定款変更の了承を得ました。所轄庁への申請等、今後の流れを教えてください。①「顧問」役を設けたいが、役員欄へ追加していいのか。②所轄庁は主たる事務所を岡山市、従たる事務所を総社市にする場合、岡山市になるのか。

A65. 定款変更の内容が、特定非営利活動法人の手引き（設立・管理運営編）又は <http://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/225261.pdf#page=107> にある「認証事項」であるか、または「届出事項」であるかを確認し、それぞれの手続きをお願いします。認証事項の変更については、所轄庁が認証した後に定款変更が有効となります。不明点などがある場合は、所轄庁までお問い合わせください。

①については、「顧問」としてどのような役割を定款で規定するかについて、所轄庁までご相談ください。

②については、岡山市内のみにも事務所がある場合の所轄庁は、「岡山市」となります。お尋ねのケースでは、岡山市と総社市に事務所があるので、所轄庁は「岡山県」となります（「所轄庁の変更を伴う」場合は認証事項、「所轄庁の変更を伴わない」場合は届出事項に該当）。(2018年度)

Q66. 事務所の移転に伴い手続きが必要ですが、倉敷市内での移転のため「倉敷市」までしか記載していない定款の変更は不要です。その場合、移転を決定するために総会を開いた方が良いのか、理事会で決定して良いのか。総会の権能は「運営上の重要事項」、理事会の権能は「その他運営で必要な事項」となっています。

A66. NPO 法人は、地域や社会の問題解決を目的とし、また会員や利用者も地域の方々が多いことが想定されます。このため「どこ」で活動をするかは「運営上の重要事項」ですので総会での議決が必要と考えられます。(2018年度)

Q67. 役員変更の手续や監事の役割（職員との兼務禁止）について教えてください。

A67. 定款の権能にて規定している「役員を選任又は解任」を行う機関（総会又は理事会）において議決をし、特定非営利活動法人の手引き（設立・管理運営編）又は

<http://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/225261.pdf#page=100> への手続きを行ってください。

監事については、NPO 法第 18 条及び第 19 条において規定されており、また定款にも同様の規定があります（標準定款第 14 条第 4 項及び第 15 条第 5 項）。監事の「職員との兼務禁止」については、業務執行する職員と執行状況を監査する監事が兼務すると、監事の職務執行の妨げとなることから禁止されています。

(2018年度)

Q68. 訪問介護の事業所を行っていましたが、事業を休止することとなりました。NPO 法人も活動を休止したいが、休止することは出来ますか。また、その手続きを教えてください。

A68. NPO 法人は、NPO 活動を行うことを主たる目的とすることが前提の法人のため、NPO 法には「休止」や休業に関する規定はありません。そのため、実際に事業を行えていない場合でも、NPO 法で必要とされている手続き（事業報告書の提出、総会開催、役員変更、定款変更等）は、行っていただく必要がありますし、法務局での手続きも必要です。また、税務に関しては、「休業」等の届出が必要な場合があるので、該当機関で確認をしてください。(2018年度)

Q69. 総会の際の議事録署名人は予め決めておきますか？

A69. 定款にある議事録署名人についての規定に沿って行ってください。標準定款では、第30条第2項に、「その会議において選任された議事録署名人2名以上」となっています。(2018年度)

Q70. 現在は任意団体で自由に話し合える場としてサロン活動していますが、一般社団法人を設立して公益性を高めたいです。また、NPO 法人との違いを教えてください。

A70. 根拠となる法律の違いもありますが、NPO 法人では、NPO 法別表の20の活動分野に該当（(一社)は制約なし）、社員10人以上（(一社)は2名以上）、登記費用等の設立費用無料（(一社)は有料）などの違いがあります。また、NPO 法人は、所轄庁の認証がないと設立登記が行えません。設立後においても、所轄庁に対して、NPO 法で規定されている事業報告書の提出、役員変更、定款変更の手続きなどが必要です。(2018年度)

Q71. 所轄庁とは何ですか。

A71. 内閣府Q&A（1-4-1）を参照してください。

<https://www.NPO-homepage.go.jp/qa/seido-gaiyou/shokatsuchou#Q1-4-1>（2017年度）

Q72. 設立時の人数は何名必要ですか？常駐でないといけませんか？

A72. NPO 法第15条及び第10条第1項第3号の規定により、理事が3名以上、監事が1名以上、また、社員（正会員）として10名以上が必要です（理事・監事は社員を兼ねることが出来ます）。常勤（常駐）・非常勤は問いません。(2017年度)

Q73. NPO 法人の解散手続きについて教えてください。

A73. 社員総会で解散の決議をした後、法務局で解散登記、官報への公告等を行う必要があります。

解散登記後には、所轄庁へ解散届出書等を提出してください。また、清算終了登記後には、所轄庁へ清算終了届出書等の提出も必要です。詳しくは、特定非営利活動法人の手引き（設立・管理運営編）又は下記 URL を参照してください。<http://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/225257.pdf>（2017年度）

Q74. NPO 法人設立後、毎事業年度の事業報告等の他に、所轄庁とはどのような場面で接点がありますか。

A74. 所轄庁への必要な手続きとして、毎年の事業報告書の提出の他に、役員変更（再任含む）時、定款変更時に手続きが必要です。これらは、NPO 法で決められている手続になりますので、必ず行ってください。

手続に必要な様式は、下記URLの「各種手続様式」から入手できます。

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-79761.html>（2017年度）

Q75. 所轄庁では、NPO 法人の活動内容や運営に対して、どのような協力をしてくれますか。

A75. 所轄庁では、手続のアドバイスや提出書類の事前確認などを行っています。不明なことがあれば、お問い合わせください。

ゆうあいセンターでは、NPO 法人のためのセミナーや、資金調達のための説明会&相談会を開催したり、法人運営時に生じる疑問を専門家にメールで相談できます。また、補助金・助成金情報がHP上で閲覧できますので、法人の事業推進にお役立てください。各種ボランティアの情報提供や、貸事務所事業なども行っています。詳しくは、下記URLからご確認ください。

<http://youi-c.okayama-share.jp/seminar/index.html> (2017 年度)

Q76. 登記のことについて教えてください。

A76. NPO 法人の各種登記は法務局での手続になるので、法務局にお問い合わせください。登記時に必要となる様式などは下記URLから入手できます。また、相談は予約制となっていますので、事前に電話（岡山地方法務局法人登記部門 086-224-5715）で予約をしてください。

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f\\_heading3](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f_heading3) (2017 年度)

Q77. NPO 法人として設立認証されたが、登記をするのが遅くなり6ヶ月過ぎてしまった。

A77. 内閣府Q&A 2-1-6 参照

法人の設立が成立するのは、設立の登記を行ったときです。上記内閣府Q&Aのとおり、設立の認証の通知があった日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において登記をすることとされており、この期間を過ぎた場合には、過料が科せられることがあります。

また、6か月間登記を怠った場合には、NPO 法第13条第3項の規定により、所轄庁が設立認証を取り消すこともあります。なお、設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしない場合には、当該認証の通知をもっての設立登記ができなくなります。

法人の設立を成立させるためには、所轄庁へ別途「現存証明書」の交付申請を行い、交付された現存証明書を設立登記の添付書類とし、設立の登記を行ってください。(2016 年度)

Q78. 定款の変更に際し、認証申請と変更届を同時に提出できるか。

A78. 内閣府Q&A (2-2-8) を参照してください。(2016 年度)

Q79. 代表を含め4人の理事で運営しているが、代表が3人を辞めさせるため、多数の正会員を入会させ臨時総会を開催するようだ。なんとか止めたい。

A79. NPO 法第11条の規定により、特定非営利活動法人の定款には、社員の得喪に関する事項、役員に関する事項、会議に関する事項など、14の必要的記載事項を規定しなければならないこととされているため、法人の定款には、会員の入会手続きや、役員の選出方法、総会の開催方法等の規定が、必ず設けられています。法人の運営は、定款に基づいて行われるので、まずは貴法人の定款の記載内容をご確認ください。(2016 年度)

Q80. 役員報酬は無報酬で設立しましたが変更したいと思います。手続きを教えてください。

A80. 定款で定めた通りの方法で（総会で決めるのか理事会で決めるのか等）役員報酬の変更を行い、役員名簿の報酬の有無の欄を訂正して所轄庁に提出してください。

また「報酬」とされるものに源泉が課税されます。給与としての処理が必要となります。役員報酬は定期同額でないとい損金に算入することはできません。

Q81. 初めての事業年度末を迎える。何をしたらよいのか。

A81. 毎事業年度終了後、NPO 法人は事業報告書等を作成し、事務所での備置き及び所轄庁への提出を行うとともに、組合等登記令第3条第3項による資産の変更登記、貸借対照表の公告（平成28年NPO法改正第28条の2関係）を行う必要があります。（2016年度）

その他のご質問はゆうあいセンターホームページのトップページ  
「専門家メール相談フォーム」からお送りください。

<http://goo.gl/DTm7Hg>

